平成２３年（フ）第１６３号
広島県福山市曙町１丁目11番５号、前住所広島県尾道市長江３丁目12番３号
債務者　畑山　妙子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１６４号
広島県府中市高木町430番地
債務者　藤岡　松男
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１６９号
広島県福山市水呑町2112番地１、旧住所広島県福山市水呑町4204番地　水呑三新田13―５ロイヤルハイツＤ
債務者　坂口　光三
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１７２号
広島県福山市引野町３丁目28番３―408号　エバーグリーンパレス福山
債務者　中崎　　清
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１７３号
広島県福山市駅家町万能倉1444―１　サンフィールドＡ102、住民票上の住所広島県福山市駅家町大字万能倉1430番地５
債務者　在間美奈子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６２号
山口県岩国市麻里布町６丁目14番10―301号
債務者　藤谷恵美子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２６号
高知県四万十市西土佐江川崎1920番地
債務者　室津　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第５３号
高知県四万十市駅前町６番８号　コーポ87―202号室
債務者　今倉　真紀（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第９４８号
熊本市南坪井町１番11号　ＫＯＭＵＲＡＳＡＫＩ　ＢＬＤ　303号室
債務者　田崎　　寛
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３６号
熊本市健軍２丁目17番１―309号
債務者　奈須　和幸
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０６号
熊本市龍田１丁目11番36号
債務者　花岡　康子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２４１号
熊本市大鳥居町301番地
債務者　中山喜実与
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３４４号
熊本県宇土市走潟町415番地５
債務者　川本　福代
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３５９号
熊本市高橋町１丁目７番14号
債務者　福嶋　尚子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７１号
熊本県宇土市新開町1418番地14
債務者　佐藤愼一郎
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４０１号
熊本市龍田弓削１丁目９番13号
債務者　渡邉　幸子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６８５号
熊本市田迎２丁目７番29号
債務者　俣野　玄貴
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部